

平成 2 5 年 3 月 1 2 日

第 1 回 廿 日 市 市 議 会 追 加 議 案
(第 1 回 定 例 会)

廿 日 市 市

議案第54号

公有水面埋立てに関する諮問の回答について

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第3条第1項の規定により、公有水面埋立てに関して、広島県知事から市長の意見を求められたので、次のとおり同意することについて、同条第4項の規定により市議会の議決を求める。

平成25年3月12日提出

廿日市市長 眞野勝弘

平成25年3月4日付けで諮問の公有水面埋立てに関する廿日市市長の意見は、次のとおりである。

本件は、諮問どおりに埋立てすることに異議はない。

(提案理由)

公有水面埋立てに関して、広島県知事から市長の意見を求められたので、これに同意することについて、市議会の議決を求めるものである。

